

災害に強いまちづくりの推進

目標

Goal

県民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、地震や風水害など災害に強い社会資本の整備等を進めます。また、農林漁業者の安定した経営や農山漁村の安全・安心な暮らしを実現します。

現状と課題

Current Situation and Challenges

国では、関東地方などで今後30年以内に震度6弱以上の激しい揺れに襲われる確率が高くなっていると予測しており、千葉県においても、大規模な地震が起きた場合は甚大な被害が懸念されています。

また、近年、地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響として、集中豪雨の頻度が増加するとともに、台風等の強度が強まっており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害を及ぼす傾向にあります。

東日本大震災や令和元年房総半島台風（2019年）、令和6年能登半島地震（2024年）等の一連の災害など過去の災害から得られた教訓を生かし、切迫する首都直下地震等の大規模な地震や頻発する集中豪雨などの自然災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、緊急事態における対応力の向上を図るため、早急に道路・河川・海岸・港湾・公園・上下水道等の社会資本の整備や耐震化などを進めていく必要があります。また、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する重要物流道路など地域安全保障に資する災害に強い道路ネットワークの整備が必要です。

加えて、被災後の早期かつ的確な復興まちづくりに向け、事前復興まちづくり計画を策定する必要があります。

さらに、県営水道の施設については、老朽度や重要度等を踏まえ、更新や耐震化を計画的に進めていく必要があります。また、停電・浸水対策も併せて進めていくとともに、管路の損傷等に備え、管路のネットワーク化等、浄・給水場間のバックアップ体制を確保する必要があります。

工業用水道についても、水道施設と同様に施設の耐震化と停電・浸水対策を進めていくとともに、管路の損傷等に備え、地区間での水融通等により、バックアップ体制を確保する必要があります。

また、流域下水道※施設についても、大規模災害に備えた施設の耐震化や、近く更新時期を迎える管渠・処理施設等の改築が必要です。

農林水産業においては、農業施設や漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策を進めるとともに、災害発生時の経営リスクへの備えや早期復旧・事業継続を可能とするための事前対策が必要です。

また、令和元年房総半島台風（2019年）等により県内各地で風倒木被害が発生したことから、インフラ施設周辺等における倒木被害の未然防止対策が求められています。

令和2年度（2020年度）以降毎シーズン、高病原性鳥インフルエンザ[※]が発生し、本県畜産業が甚大な被害を受けていることから、家畜防疫体制等の強化が課題となっています。

取組の基本方向

Basic Direction of Initiatives

誰もが安心して暮らせる災害に強い県土づくりを進めるため、社会資本の整備や耐震化などによる県土の強じん化を図るとともに、減災のためのソフト対策を進め、被害を最小化する取組を推進します。

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策については数十年から百数十年に一度程度の頻度で襲来が想定される津波を対象に必要な堤防等の整備を進めていきます。

地震や風水害に備えて、平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの整備や災害時に物資輸送の拠点ともなる港湾施設の耐震化、災害時でも公衆衛生の確保や公共用水域の水質を維持する流域下水道施設の耐震化及び耐水化、避難場所等として機能する都市公園の整備や公共施設の耐震化を進めます。

また、水道施設・工業用水の安定供給のための重要施設の耐震化、停電・浸水対策及びバックアップ体制の確保、鉄道利用者の安全確保のための鉄道施設の耐震化、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消、無電柱化を更に進めます。

併せて、市町村の事前復興まちづくりに対する取組の支援を行います。また、気候変動の影響による台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、河川・海岸施設の整備を進めるとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めていきます。

さらに、災害時の迅速な応急対応を行う地域の建設業における将来の担い手不足に対応するため、建設業に若手が入職しやすい環境を整える取組を推進するとともに、建設現場における生産性の向上に併せて取り組んでいきます。

農林水産業においては、農業施設や漁港施設等の防災・減災対策や農林漁業者の経営リスクの低減に取り組むとともに、風倒木被害の未然防止につながる森林整備や海岸防災林の整備などにより、農山漁村における災害対策を進めます。

また、地域全体に影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた防疫体制の強化を図ります。

主な取組

Main Initiatives

1-1-②-1 災害に強い社会資本の整備

平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する、災害に強い道路ネットワークの整備の加速、老朽橋の架け替え、橋りょうの耐震補強、道路のり面の防災対策及び無電柱化*による緊急輸送道路等の強化を推進するとともに、緊急物資などを輸送できる耐震強化岸壁の整備を推進します。また、「道の駅」など道路休憩施設の防災機能の強化を促進するとともに、避難場所等として機能する都市公園の整備を推進します。さらに、密集市街地の解消を図るための土地区画整理事業等を促進します。

令和元年（2019年）10月25日の大雨や令和5年（2023年）9月8日の台風第13号の接近に伴う豪雨により県内各地で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、洪水などによる被害を防止するため、一宮川等において計画的な河川整備を推進するとともに、河道内の竹木伐採・堆積土砂の撤去等を実施します。

また、頻発化・激甚化する水災害の被害を最小化するため、水害リスク情報の周知や河川の監視体制の強化を図ります。また、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域治水*を推進していきます。

大雨などによる土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地すべり箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、市町村による確実な住民避難体制の構築を支援します。

高潮、波浪等による被害の防止や九十九里浜等の侵食対策として、護岸、防潮堤、水門等の海岸保全施設の整備や養浜を実施します。また、河川・海岸の津波対策として数十年から百数十年に一度程度の頻度で襲来が想定される、比較的頻度の高い津波に対する堤防等の整備を推進します。

また、洪水等による流域下水道施設への浸水被害を最小限にするため防水扉等を設置し耐水化を進めます。

地震や風水害時においても、水道水の確保と公衆衛生の確保、公共用水域の水質維持がされるよう、水道施設の耐震化及び停電・浸水対策や流域下水道施設の耐震化を更に進めるとともに、工業用水道についても施設の耐震化及び停電・浸水対策を進めます。

加えて、県営水道及び工業用水道においては、管路の損傷等に備えて、バックアップ体制を確保します。

鉄道施設については、耐震化を更に促進するため、国及び市町村と協調して、鉄道事業者が行う耐震補強工事を支援します。

さらに、公共事業の円滑な推進や災害からの迅速な復旧には、土地の権利関係の明確化や事業用地の早期取得が必要であるため、一筆ごとの土地の境界確認等を行う地籍調査の推進に取り組みます。

なお、災害に強い社会資本を整備するに当たり、デジタル技術を活用した効率的なインフラ管理を進めるとともに、センサー等を活用した遠隔監視や異常検知等を実施し、災害等の未然防止を図ります。

そのほか、市町村において被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを進められるよう、事前復興まち

SDGs

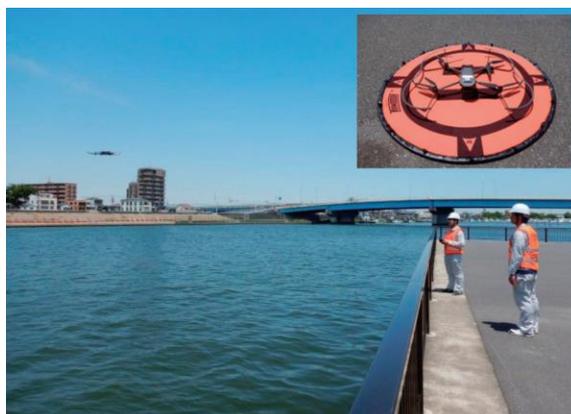


づくり計画の策定を支援します。また、盛土等による災害から県民の生命・財産を守っていくためには、「宅地造成及び特定盛土等規制法」を適正に運用していくことが重要であることから、県全域を同法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定し、一定規模以上の盛土等を対象とした規制を行うとともに、関係機関と連携し、不法な盛土等の監視・指導事務を行い、災害防止の取組を強化します。

災害に強い河川の整備	防災関係情報の提供
災害に強い道路ネットワークの整備	流域治水の推進
橋りょうの耐震補強	土砂災害対策の推進
道路のり面の防災対策の推進	ライフライン関係施設等における耐震化及び停電・浸水・断水対策等の推進
無電柱化の推進	鉄道施設の耐震化の推進
道の駅等の機能強化	地籍調査事業の推進
耐震強化岸壁の整備推進	インフラ分野のDXの推進（再掲）
都市公園の整備推進（再掲）	市町村の事前復興まちづくりに対する支援
土地区画整理事業・市街地再開発事業の促進（再掲）	盛土等に伴う災害の防止の強化
河川・海岸施設の整備及び耐震化の推進	



一宮川第二調節池の増設



無人航空機による河川点検の効率化



無電柱化 施工前



無電柱化 施工後

ちばコラム

無電柱化の推進



激甚化する災害に備え、災害時の電柱倒壊による通行障害のリスクを低減する無電柱化の推進が重要です。

県では令和2年（2020年）3月に「千葉県無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化を推進しています。計画では、「防災」、「交通安全」、「景観」の3つの観点で基本方針と整備目標を定めているところです。

令和7年（2025年）8月の「無電柱化推進のあり方検討委員会」では、激甚化する災害や想定される巨大地震へ備え、災害時の人命救助やライフラインの復旧、孤立集落の解消などを目的として、「優先的に無電柱化を推進する区間」の考え方が示されたことから、県でも国と連携して無電柱化を推進し、更なる防災力の強化に努めます。

ちばコラム

流域治水



近年、全国各地で大きな水害が発生しています。また、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予想されています。

このような水害リスクの増大に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策が「流域治水」です。

県では、一宮川水系をはじめとした、県内の12水系で流域治水プロジェクトを策定し、調節池整備や河川監視カメラの設置をはじめとした治水対策に取り組むほか、農地、ため池等が持つ洪水調節機能の有効活用を推進しています。

1-1-②-2 建築物・宅地の災害対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限にとどめるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修などの必要性に関する啓発活動や、耐震対策に係る支援、緊急輸送道路等の沿道に建つ建築物の耐震化促進に係る支援を行うほか、建築士を対象とした耐震診断・耐震改修技術の普及などの施策を推進します。

また、大規模地震等による二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定や、被災宅地危険度判定については、判定士・調整員を養成し、講習会を行うなど判定技術の向上に努めるほか、市町村と連携し、判定実施体制・広域支援体制の更なる整備・充実を図ります。

洪水等による被害を未然に防止するため、建築物の敷地かさ上げや居室の床面高さの引上げなどの住まい方の工夫に係る市町村の取組への支援を行います。

県の所有する庁舎・文化施設・警察施設などの様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また、災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っていることから、利用者の安全を確保するだけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるよう、耐震化に取り組むとともに、庁舎については防災施設としての機能強化も図るため、合同庁舎化・集約化を推進します。

さらに、私立学校の校舎・園舎等の耐震化を緊急に促進するため、学校法人等が実施する耐震診断・耐震改修等に支援を行います。

被災宅地危険度判定士・
調整員の養成と判定体制の整備

被災建築物応急危険度判定士の養成と
判定体制の整備

耐震診断・耐震改修技術者の養成

庁舎・学校・文化施設の耐震化等の推進

SDGs



東陽合同庁舎

1-1-②-3

農林水産業における
災害対策等の推進

農山漁村地域の防災・減災対策の強化に向け、農業用ハウスなどの生産施設の強じん化や排水施設等の機能強化、防災施設や災害に強い漁港施設等の整備を推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた、ため池の防災・減災対策のほか、水田が持つ貯水機能を利用し、大雨が降った際に一時的に水を貯め、時間をかけて排水する田んぼダム※などを活用した流域治水に資する取組を推進します。

また、農林漁業者の被災リスクの低減を図るため、風雪に強い農業用ハウスやひょう害などを防ぐ多目的防災網等の導入を促進するとともに、被災時の事業継続計画（BCP）策定を推進するほか、収入保険や農業・漁業共済などのセーフティネットへの加入を促進し、災害に備える経営の取組を推進します。

加えて、道路・電線等の重要インフラ施設周辺における風倒木被害の未然防止につながる森林整備や、津波被害の軽減効果等を持つ海岸県有保安林等の整備・再生を進めます。

漁業については、操業時の安全確保のために必要な海況情報の提供のほか、海難事故発生時の迅速かつ的確な連絡体制を確保します。

高病原性鳥インフルエンザなどの感染力の高い家畜伝染病については、飼養衛生管理基準※の遵守指導と監視体制を強化するとともに、畜産農家が自主的に行う野生鳥獣侵入防止対策や消毒の実施等の防疫対策を推進し、地域の実情に合わせた自衛防疫体制の強化を図ります。

さらに、発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう、民間人材等の活用や防疫資機材の増強を進めるとともに、防疫演習の実施を通じて関係機関との連携体制を強化します。また、基幹施設として令和7年度に新設した東部家畜保健衛生所を主軸とする防疫体制を強化し、発生時における対応力の向上を図ります。

植物防疫については、病虫害が発生しにくい環境の整備を行い、病虫害発生予察情報や病虫害雑草防除指針に基づき、病虫害の発生状況に応じて化学農薬だけに頼らない適時の防除を推進します。また、本県未発生 of 病虫害の侵入を早期に発見するため侵入調査事業を実施し、農作物に被害を及ぼすおそれのある病虫害等が新たに発生した場合には、国と連携し、「植物防疫法」に基づき、当該病虫害等の駆除及びまん延を防止するために必要な措置を迅速かつ的確に講じます。

SDGs



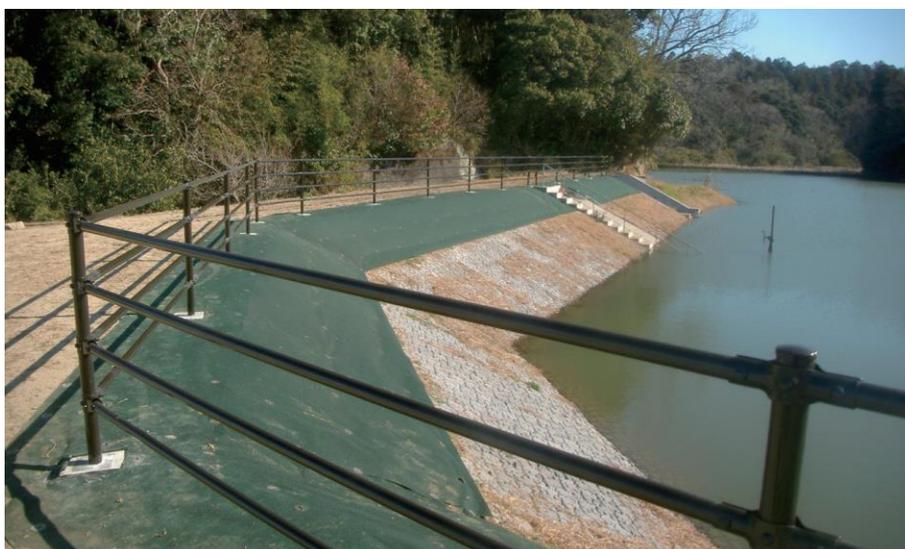
農山漁村の防災・減災対策の推進

災害に備える経営の推進

災害に強い森林づくりの推進

家畜伝染病に対する防疫体制の強化

植物防疫対策の推進



防災重点農業用ため池の改修
(上:改修前、下:改修後)